福岡県公報

平成19年12月7日 第 2 7 6 0 号

目

告 示 (第2313号 - 第2324号)

次

土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課)1
公共測量の終了	(土木管理課)1
道路の区域の変更	(道路維持課)1
道路の供用の開始	(道路維持課)2
保安林の所在場所等	(治 山 課)2
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)2
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)4
正誤	

土地改良事業の工事の完了 (平成19年11月福岡県告示第2240号) 中

正誤

告 示

福岡県告示第2313号

小郡都市計画事業県種畜場土地区画整理事業の施行者である小郡市三沢東土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成19年11月20日付けであったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2314号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻牛 渡

1 測量の種類

公共測量(高津尾20号線ほか道路地形測量業務委託)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実	施	地	域			終	了	年	月	日	
北九州市小倉	南区大	字高津尾均	平成1	9年11月	12日						

福岡県告示第2315号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	道 種	各の 類	路	線名	変 更前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県	道	宮荒	本 木 木	前	久留米市大善番先から 同市大善寺町で まで		6.5 ~ 7.0	24.1

			8.7	
	後	同上	~	24.1
			9.9	

福岡県告示第2316号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年12月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	浮羽草野線久留米	久留米市草野町大字吉木2512番20先から 同市草野町吉木1249番 3 先まで
久留米	藤 山 国 分線 一丁田	久留米市国分町111番先から 同市国分町181番 3 先まで
久留米	宮 本線	久留米市大善寺町宮本3164番先から 同市大善寺町宮本1808番先まで

福岡県告示第2317号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

田川郡赤村大字内田字八郎嶋1385 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2318号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡新宮町大字相島字井ノ上773 (次の図に示す部分に限る。)、字堂ノ上816か ら818まで、821、819 (次の図に示す部分に限る。)、字家ノ上1448の1、1449の1

2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2319号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2320号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字日守2865 - 1、2865 - 6、2866 - 1、2866 - 3 及び字釜屋 2738 - 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字阿惠248番地

篠崎 恒雄

福岡県告示第2321号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月22日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人NPOふくおか

(2) 代表者の氏名

濱砂 圭子

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区大名2丁目11番22号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民公益活動を促進かつ支援することを目的とする。

福岡県告示第2322号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日 平成19年11月20日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人どんぐり

(2) 代表者の氏名

新 照代

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県行橋市大字今井2620番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の日常生活を支援する事業や就労支援に関する事業を行い、 全ての障害者が生きがいを持って、人間らしく地域の中で共に生きることができる 社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2323号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日 平成19年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- 中間に成る可定非自利/日勤/A// (1) 名称
- 特定非営利活動法人夢ニティー・ハート
- (2) 代表者の氏名

服部 美幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡苅田町京町2丁目22番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々やその家族・その他の手助けを必要とする人々に対して、地域住民との交流促進や福祉に関する事業を行い、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2324号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日 平成19年11月22日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人宗像里山の会

- (2) 代表者の氏名
 - 中里 亜夫
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県宗像市徳重2丁目6番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市の荒廃した山林原野に対して、繁殖する孟宗竹の伐採、密植した立木の間伐、立木のまきついた葛の撤去、植林地の下草刈、伐採跡地の植林など荒廃した山林を整備する事業を行い、山林に保水力を持たせ安定した水を河川に供給することに寄与することを目的とする。

報

発行年月日	公報	種類	同上	ページ	ħ	開	行	備考	正	誤	
	番号		番号		上	下					
19 • 11 • 28	2756	告示	2240	4					施行同意年月日	施行認可年月日	

9	
台 0	
第2760号	
ν-ι	
報	
\$	
泄	
扭	
岬	
金曜日	
三12月	
平成19年12月7日	
 	

福岡市博多区東公園7番7号 福岡市博多区東比東2丁目9番1号

〒812-8577 〒812-0007

定価

一箇月二、三五○円(税込・郵便料別)

総務部行政経営企画課(電話 092-643-3030) ューエッ株式会社(電話 092-411-8367) 福岡県 九州 チ